

広島県告示第八百五十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の三第一項の規定によって、特定重要港湾広島港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、平成十九年十月一日から施行する。

その関係図面は、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県広島港湾振興局港湾課において縦覧に供する。

平成十九年八月九日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 特定重要港湾広島港放置等禁止区域

1 坂水尻地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点八までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域並びに基点九から基点一五までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の標示角度は真北方位による。）

基準点 安芸郡坂町字狐ヶ城の国土地理院四等三角点「山本」（北緯三四度一九分五九秒一五六七、東経一三二度三〇分四二秒一八三二、標高一八八・七〇メートル）

基点一 基準点から二一九度二分四三秒の方向二〇五〇・三三メートルの点

基点二 基点一から三〇一度の方向一〇二メートルの点

基点三 基点二から三〇度の方向五二メートルの点

基点四 基点三から四七度の方向二七八メートルの点

基点五 基点四から二八度の方向三三三メートルの点

基点六 基点五から八度の方向一三二メートルの点

基点七 基点六から三五二度の方向一五二メートルの点

基点八 基点七から九四度の方向五一メートルの点

基点九 基点八から三五二度の方向九四メートルの点

基点一〇 基点九から二七六度の方向五〇メートルの点

基点一一 基点一〇から七度の方向二六五メートルの点

基点一二 基点一一から四二度の方向九六メートルの点

基点一三 基点一二から三四五度の方向七八メートルの点

基点一四 基点一三から三二一度の方向一一五メートルの点

基点一五 基点一四から五一度の方向五〇メートルの点

2 坂鯛尾地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二八までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（標示角度は真北方位による。）

基準点 広島市南区黄金山町の国土地理院二等三角点「仁保島」（北緯三四度二二分〇一秒九七四八、東経一三二度二九分二六秒三四四〇、標高二二一・六五メートル）

基点一 基準点から一五一度一三分一六秒の方向二二四六・一七メートルの点
基点二 基点一から一九五度の方向二七メートルの点
基点三 基点二から二七〇度の方向五八六メートルの点
基点四 基点三から一九六度の方向七五六メートルの点
基点五 基点四から一七七度の方向二一四メートルの点
基点六 基点五から二二七度の方向一三九メートルの点
基点七 基点六から二四四度の方向一六七メートルの点
基点八 基点七から一七三度の方向三二〇メートルの点
基点九 基点八から一五五度の方向三三九メートルの点
基点一〇 基点九から八一度の方向一四八メートルの点
基点一一 基点一〇から一三度の方向六五メートルの点
基点一二 基点一一から一〇三度の方向八メートルの点
基点一三 基点一二から一四八度の方向一二六メートルの点
基点一四 基点一三から一〇二度の方向八九メートルの点
基点一五 基点一四から四九度の方向二五五メートルの点
基点一六 基点一五から二八度の方向一二〇メートルの点
基点一七 基点一六から二〇度の方向八〇メートルの点
基点一八 基点一七から二六八度の方向五四メートルの点
基点一九 基点一八から二〇〇度の方向五六メートルの点
基点二〇 基点一九から二〇八度の方向一三五メートルの点
基点二一 基点二〇から二九四度の方向一二メートルの点
基点二二 基点二一から二三九度の方向四四メートルの点
基点二三 基点二二から二二五度の方向五〇メートルの点
基点二四 基点二三から一九七度の方向一四メートルの点
基点二五 基点二四から二三一度の方向六〇メートルの点
基点二六 基点二五から二八二度の方向七七メートルの点
基点二七 基点二六から三二八度の方向九八メートルの点
基点二八 基点二七から二八三度の方向六九メートルの点

3 坂平成ヶ浜地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（標示角度は真北方位による。）

基準点 広島市南区黄金山町の国土地理院二等三角点「仁保島」(北緯三四度二分〇一秒九七四八、東経一三二度二九分二六秒三四四〇、標高二二一・六五メートル)

基点一 基準点から一四二度三一分三七秒の方向三三二五・五九メートルの点
基点二 基点一から三二八度の方向一一七メートルの点
基点三 基点二から二三八度の方向五〇メートルの点

4 海田地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置(標示角度は真北方位による。)

基準点 広島市南区黄金山町の国土地理院二等三角点「仁保島」(北緯三四度二分〇一秒九七四八、東経一三二度二九分二六秒三四四〇、標高二二一・六五メートル)

基点一 基準点から一三四度七分一秒の方向二三一〇・五四メートルの点
基点二 基点一から三二九度の方向五〇メートルの点
基点三 基点二から二三八度の方向五〇メートルの点
基点四 基点三から一四八度の方向九八四メートルの点
基点五 基点四から九五度の方向八三メートルの点

5 宇品外貿地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置(標示角度は真北方位による。)

基準点 広島市南区元宇品町の国土地理院四等三角点「元宇品」(北緯三四度二分四〇秒五二七五、東経一三二度二七分三六秒二五六七、標高五二・〇一メートル)

基点一 基準点から五一度二七分〇秒の方向二一六四・六六メートルの点
基点二 基点一から一五〇度の方向五〇メートルの点
基点三 基点二から六一度の方向七〇メートルの点
基点四 基点三から一度の方向五六八メートルの点
基点五 基点四から二七一度の方向四〇メートルの点

6 宇品中央地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置(標示角度は真北方位による。)

基準点 広島市南区元宇品町の国土地理院四等三角点「元宇品」(北緯三四度二分四〇秒五二七五、東経一三二度二七分三六秒二五六七、標高五二・〇一

メートル)

- 基点一 基準点から一三度五四分二五秒の方向九六五・八七メートルの点
- 基点二 基点一から一八二度の方向一三一メートルの点
- 基点三 基点二から八〇度の方向一〇三メートルの点
- 基点四 基点三から七九度の方向八九メートルの点
- 基点五 基点四から二六度の方向五九メートルの点
- 基点六 基点五から一度の方向四〇メートルの点

7 元宇品東地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点一七までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置(標示角度は真北方位による。)

基準点 広島市南区元宇品町の国土地理院四等三角点「元宇品」(北緯三四度二〇分四〇秒五二七五、東経一三二度二七分三六秒二五六七、標高五二・〇一メートル)

- 基点一 基準点から八九度五五分四八秒の方向三九五・〇六メートルの点
- 基点二 基点一から七九度の方向一〇三メートルの点
- 基点三 基点二から三四九度の方向一一六メートルの点
- 基点四 基点三から二五九度の方向五五メートルの点
- 基点五 基点四から三四八度の方向五七五メートルの点
- 基点六 基点五から四七度の方向三七メートルの点
- 基点七 基点六から三一七度の方向五〇メートルの点
- 基点八 基点七から二二七度の方向八八メートルの点
- 基点九 基点八から一四二度の方向三四メートルの点
- 基点一〇 基点九から一七四度の方向一六メートルの点
- 基点一一 基点一〇から八〇度の方向六メートルの点
- 基点一二 基点一一から一六九度の方向二〇七メートルの点
- 基点一三 基点一二から一八二度の方向一六メートルの点
- 基点一四 基点一三から一六九度の方向二七メートルの点
- 基点一五 基点一四から一一三度の方向一〇メートルの点
- 基点一六 基点一五から一七〇度の方向四一メートルの点
- 基点一七 基点一六から二五九度の方向四七メートルの点

8 元宇品西地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点一二までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置(標示角度は真北方位による。)

基準点 広島市南区元宇品町の国土地理院四等三角点「元宇品」(北緯三四度二〇

分四〇秒五二七五、東経一三二度二七分三六秒二五六七、標高五二・〇一メートル)

- 基点一 基準点から三〇〇度七分三四秒の方向二三一・二四メートルの点
- 基点二 基点一から二五七度の方向五五メートルの点
- 基点三 基点二から一五六度の方向一八四メートルの点
- 基点四 基点三から一九五度の方向九六メートルの点
- 基点五 基点四から一〇二度の方向一五六メートルの点
- 基点六 基点五から一五三度の方向一八四メートルの点
- 基点七 基点六から一七一度の方向一〇〇メートルの点
- 基点八 基点七から一二一度の方向二五三メートルの点
- 基点九 基点八から三五度の方向四三七メートルの点
- 基点一〇 基点九から三三〇度の方向一九メートルの点
- 基点一一 基点一〇から五度の方向一二〇メートルの点
- 基点一二 基点一一から二五九度の方向一二七メートルの点

9 出島地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三三までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置(標示角度は真北方位による。)

基準点 広島市南区元宇品町の国土地理院四等三角点「元宇品」(北緯三四度二〇分四〇秒五二七五、東経一三二度二七分三六秒二五六七、標高五二・〇一メートル)

- 基点一 基準点から二九四度三四分一二秒の方向二〇四五・一一メートルの点
- 基点二 基点一から二八四度の方向五〇メートルの点
- 基点三 基点二から一九四度の方向八一〇メートルの点
- 基点四 基点三から一〇四度の方向三七四メートルの点
- 基点五 基点四から一九三度の方向三三〇メートルの点
- 基点六 基点五から一〇五度の方向九七メートルの点
- 基点七 基点六から一二五度の方向二九メートルの点
- 基点八 基点七から一五〇度の方向五六メートルの点
- 基点九 基点八から一三四度の方向六七メートルの点
- 基点一〇 基点九から一一七度の方向六〇メートルの点
- 基点一一 基点一〇から九七度の方向七三メートルの点
- 基点一二 基点一一から七六度の方向七三メートルの点
- 基点一三 基点一二から五九度の方向五七メートルの点
- 基点一四 基点一三から七二度の方向三一メートルの点
- 基点一五 基点一四から一〇二度の方向一二八メートルの点

- 基点一六 基点一五から一三度の方向五一九メートルの点
- 基点一七 基点一六から三六度の方向一九八メートルの点
- 基点一八 基点一七から一四度の方向一四一メートルの点
- 基点一九 基点一八から二八一度の方向八四メートルの点
- 基点二〇 基点一九から一九四度の方向二一三メートルの点
- 基点二一 基点二〇から二一六度の方向一〇七メートルの点
- 基点二二 基点二一から一九三度の方向四八〇メートルの点
- 基点二三 基点二二から二八二度の方向九二メートルの点
- 基点二四 基点二三から二五二度の方向五〇メートルの点
- 基点二五 基点二四から二三九度の方向五五メートルの点
- 基点二六 基点二五から二五六度の方向五六メートルの点
- 基点二七 基点二六から二七七度の方向五五メートルの点
- 基点二八 基点二七から二九七度の方向四三メートルの点
- 基点二九 基点二八から三一四度の方向五二メートルの点
- 基点三〇 基点二九から三三〇度の方向六〇メートルの点
- 基点三一 基点三〇から三〇五度の方向四九メートルの点
- 基点三二 基点三一から二八五度の方向五八メートルの点
- 基点三三 基点三二から一三度の方向三三二メートルの点

10

観音地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置 (標示角度は真北方位による。)

基準点 広島市中区江波南の国土地理院三等三角点「江波」(北緯三四度二分五八秒〇四六八、東経一三二度二六分〇六秒四一三四、標高三七・六二メートル)

- 基点一 基準点から二四二度二七分四〇秒の方向一八二二・五四メートルの点
- 基点二 基点一から二〇八度の方向三三一メートルの点
- 基点三 基点二から二九九度の方向一四五メートルの点
- 基点四 基点三から二九八度の方向四三メートルの点
- 基点五 基点四から三〇六度の方向八一メートルの点

11 広島港海老山地区 (その三)

(一) 区域の範囲

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点七と基点一を結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置 (標示角度は真北方位による。)

基準点 広島市佐伯区海老山の国土地理院三等三角点「五日市」(北緯三四度二二

分四二秒九四一六、東経一三二度二一分五秒四五五二、標高五三・二八メートル)

- 基点一 基準点から一七三度四分三五秒の方向四四八・四八メートルの点
- 基点二 基点一から三三六度の方向三三メートルの点
- 基点三 基点二から二四六度の方向一〇四七メートルの点
- 基点四 基点三から一四三度の方向四二メートルの点
- 基点五 基点四から六八度の方向三八二メートルの点
- 基点六 基点五から三三六度の方向一二メートルの点
- 基点七 基点六から六六度の方向五〇メートルの点

12 廿日市木材港北地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点一二までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置(標示角度は真北方位による。)

基準点 広島市佐伯区海老山の国土地理院三等三角点「五日市」(北緯三四度二一分四二秒九四一六、東経一三二度二一分五秒四五五二、標高五三・二八メートル)

- 基点一 基準点から二二九度四分五九秒の方向一三八七・五三メートルの点
- 基点二 基点一から六六度の方向四七メートルの点
- 基点三 基点二から一五六度の方向四三メートルの点
- 基点四 基点三から六六度の方向一二メートルの点
- 基点五 基点四から三三三度の方向四四一メートルの点
- 基点六 基点五から二六九度の方向一〇一メートルの点
- 基点七 基点六から一五八度の方向八七メートルの点
- 基点八 基点七から二四七度の方向三二五メートルの点
- 基点九 基点八から二五三度の方向三二メートルの点
- 基点一〇 基点九から一五六度の方向八〇メートルの点
- 基点一一 基点一〇から二四五度の方向六四六メートルの点
- 基点一二 基点一一から一五九度の方向六五メートルの点

13 廿日市貯木場地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二三までの各点を順次結んだ線及び基点二三と基点一を結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(標示角度は真北方位による。)

基準点 広島市佐伯区海老山の国土地理院三等三角点「五日市」(北緯三四度二一分四二秒九四一六、東経一三二度二一分五秒四五五二、標高五三・二八メートル)

- 基点一 基準点から二三九度五八分一二秒の方向三四〇五・六八メートルの点
- 基点二 基点一から一五五度の方向二七三メートルの点
- 基点三 基点二から六五度の方向二三〇メートルの点
- 基点四 基点三から一五六度の方向四〇三メートルの点
- 基点五 基点四から六六度の方向七二〇メートルの点
- 基点六 基点五から一五六度の方向三五一メートルの点
- 基点七 基点六から六六度の方向六七五メートルの点
- 基点八 基点七から一五五度の方向五一メートルの点
- 基点九 基点八から六六度の方向四二三メートルの点
- 基点一〇 基点九から三三六度の方向三九七メートルの点
- 基点一一 基点一〇から二四六度の方向三八〇メートルの点
- 基点一二 基点一一から三三八度の方向四二メートルの点
- 基点一三 基点一二から三三六度の方向五八メートルの点
- 基点一四 基点一三から三三六度の方向三五八メートルの点
- 基点一五 基点一四から二四六度の方向一二四メートルの点
- 基点一六 基点一五から二〇六度の方向三八メートルの点
- 基点一七 基点一六から二九二度の方向四〇メートルの点
- 基点一八 基点一七から二四四度の方向三〇メートルの点
- 基点一九 基点一八から二八三度の方向八二メートルの点
- 基点二〇 基点一九から三二七度の方向二四〇メートルの点
- 基点二一 基点二〇から二九一度の方向九メートルの点
- 基点二二 基点二一から二四六度の方向二七メートルの点
- 基点二三 基点二二から一五四度の方向七五メートルの点

14 廿日市木材港西地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点八までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置 (標示角度は真北方位による。)

基準点 広島市佐伯区海老山の国土地理院三等三角点「五日市」(北緯三四度二一分四二秒九四一六、東経一三二度二一分五六秒四五五二、標高五三・二八メートル)

- 基点一 基準点から二三六度二一分三六秒の方向三五七七・〇八メートルの点
- 基点二 基点一から二四六度の方向三五メートルの点
- 基点三 基点二から二四六度の方向三四〇メートルの点
- 基点四 基点三から一三六度の方向五三メートルの点
- 基点五 基点四から六六度の方向三〇六メートルの点
- 基点六 基点五から一五六度の方向七八二メートルの点

基点七 基点六から六六度の方向七七三メートルの点
基点八 基点七から三三六度の方向五〇メートルの点

15 広島港旧太田川地区
区域の範囲

太田川水系旧太田川の舟入橋下流端から河口までの港湾区域（河道外の入江及び船だまりを除く。）

16 広島港天満川地区
区域の範囲

太田川水系天満川の昭和大橋下流端から河口までの港湾区域（河道外の入江及び船だまりを除く。）

17 広島港元安川地区
区域の範囲

太田川水系元安川の南大橋下流端から河口までの港湾区域（河道外の入江及び船だまりを除く。）

18 広島港京橋川地区
区域の範囲

太田川水系京橋川の御幸橋下流端から元安川合流点までの港湾区域（河道外の入江及び船だまりを除く。）

19 広島港猿猴川地区
区域の範囲

太田川水系猿猴川の黄金橋下流端から河口までの港湾区域（河道外の入江及び船だまりを除く。）

二 特定重要港湾広島港放置等禁止物件
船舶